

# 自己資本の充実の状況等について

## 定性的な開示事項

### I. 単体における事業年度の開示事項

#### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。2019年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げによるもの及び

一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産及び前払年金費用が該当します。

#### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2019年度における自己資本比率は、13.78%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポートにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は98.12%と当金庫の自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

#### 3. 信用リスクに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しております。

信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクの計量化のためのシステム導入を行い月次のリスク量を計量しております。

株式や債券、投資信託等の有価証券の購入にあたっては、投資適格基準を「資産別運用指針」で定め、購入先の評価である格付や財務状況等を総合的に判断し、安全度を考慮した投資を行っております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門は分離しており、お互いに影響を受けない体制となっております。

以上、信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会が協議検討を行

うとともに、必要に応じて経営会議、理事会にて経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準書」及び「資産の自己査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、破綻懸念先のうち与信額4億円以上または担保・保証額等を除いた未保全額が5千万円以上の債務者に対する引当額はキャッシュ・フロー見積法(DCF法)により算出しております。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

##### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポートの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内法人または国内法人の海外現地法人向けエクスポート  
株式会社 格付投資情報センター(R&I)・株式会社 日本格付研究所(JCR)
- 海外中央政府または海外企業向けエクスポート  
S&Pグローバル・レーティング(S&P)  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- 上記に当てはまらない格付が付されているエクスポートは当該格付

#### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバ

ティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーセルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金・有価証券(国債)、保証として地方公共団体保証・住宅融資保険・一般社団法人しんきん保証基金による保証・保証保険・その他民間保証等、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、住宅融資保険は政府関係機関と同様、一般社団法人しんきん保証基金・保証保険・その他民間保証等は法人等エクスポートとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

#### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップがあります。

派生商品とは、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引にお

ける保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他、金利関連取引については、余資運用基準の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

#### 6. 証券化エクスポートに関する事項

##### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などを、その資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。このため、証券化商品への投資は、発行体の信用力、裏付資産の状況、市場流動性等に影響を受けるというリスク特性があります。

一般的に証券化取引の当事者は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引は行いませんが、投資家としての証券化エクスポートを保有することがあります。

当該投資証券に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めております。

##### (2) 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品については、当金庫の定める「資産別運用指針」において発行体及びその裏付資産等の包括的なリスク特性や構造上の特性が継続的に把握できるものを投資対象とし、同指針に従って情報収集とモニタリングを継続的に行うなど適正な運用・管理を行っております。

##### (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。また、今後行う予定も現在のところありません。

##### (4) 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

##### (5) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別

当金庫は、証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行っておりません。

##### (6) 子法人等及び関連法人のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称

該当ありません。

##### (7) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

(8)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ①国内法人または国内法人の海外現地法人向けエクスポージャー
●株式会社 格付投資情報センター (R&I)
●株式会社 日本格付研究所 (JCR)

②海外中央政府または海外企業向けエクスポージャー

- S&Pグローバル・レーティング (S&P)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービシズ・インク (Moody's)
③上記に当てはまらない格付が付与されている証券化エクスポージャーは当該格付

(9)定量的な情報に係る重要な変更

該当ありません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針」「オペレーショナル・リスク管理規程」等に基づき、適切にオペレーショナル・リスクを特定・評価・モニタリングし、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を踏まえ、本部・営業部店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」を定め、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理すべきリスクの所在、

種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、システムリスク管理態勢の整備に努めております。

その他、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、当金庫では監査部門が、本部・営業部店に対し立ち入り監査を実施しているほか、本部・営業部店でも毎月、店内検査を実施しています。

一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合、信金中央金庫等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産・分散投資のひとつとして位置づけ、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「資産別運用指針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従って、適正な処理を行っております。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR (バリュー・アット・リスク) を用いて金利リスクを月次で算定するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量が過大とならないように管理しています。

加えて、預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産・負債を対象に経済的価値の変動 (ΔEVE) や損益の変動額 (ΔNII) についてモニタリングを行っております。リスク量の状況については統合リスク管理委員会にて協議検討するとともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

せん。複数通貨の集計については、ΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを単純合算しております。割引金利については、信用スプレッド等を含めず、リスク・フリーレートを使用しています。内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。前事業年度末の開示から金利リスクの算定に関する前提に変動はありません。

当金庫の自己資本に対するΔEVEの値は56,982百万円となっておりますが、自己資本や有価証券評価損益との対比により、適切に管理を行っております。

●自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

自己資本の充実度評価、有価証券ポートフォリオに対するリスク管理の一環として、ストレス事象を想定した影響評価を実施しております。金利リスクや為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスクなど、ポートフォリオに内包するリスクファクター毎にリスクを測定し、経済価値変動や期間損益への影響を定期的にモニタリングし、管理に活用しています。

内部管理上、分散共分散法によるVaRを計測しております。信用リスクやその他のリスクとともに統一的な尺度を用いて、リスクを計測し、資本配賦の枠組みによるリスク管理に活用しています。

(2)金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIについて
流動性預金については、保守的な前提に基づき、コア預金を算定し、流動性預金に金利改定の満期を割り当てております。流動性預金に割り当てられた金利更改の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年となっております。固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮してあります

II.連結における事業年度の開示事項

1.連結の範囲に関する事項

- (1)自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の原因
連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- (3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- (2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結グループに属する連結子会社は以下の3社です。
●浜松いわたビジネスサービス株式会社
●はましんリース株式会社
●浜松いわた信用保証株式会社
詳細については、30ページをご参照下さい。

- (4)連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- (5)連結グループ内の資産及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
該当ありません。

2.自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。2019年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げに関するもの及び

一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産、退職給付に係る資産が該当します。

3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2019年度における自己資本比率は、14.01%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、連結グループに所属する各会社の年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、連結グループに所属する各会社の収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

上記以外は、「I.単体における事業年度の開示事項」と同様です。



# 自己資本の構成に関する開示事項・定量的な開示事項

## I.単体における事業年度の開示事項

### 1.自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
<b>(コア資本に係る基礎項目) (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	167,205	168,961
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,364	2,344
うち、利益剰余金の額	164,960	166,734
うち、外部流出予定額(△)	118	117
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額</b>	<b>2,273</b>	<b>3,230</b>
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,273	3,230
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>169,479</b>	<b>172,192</b>
<b>(コア資本に係る調整項目) (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	167	165
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	167	165
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	1,073	1,204
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>1,240</b>	<b>1,369</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額 [(イ)-(ロ)] (ハ)</b>	<b>168,238</b>	<b>170,822</b>
<b>(リスク・アセット等) (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,165,740	1,192,279
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 13,372	△ 13,373
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 13,372	△ 13,373
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
<b>オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額</b>	<b>42,337</b>	<b>47,316</b>
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>1,208,077</b>	<b>1,239,596</b>
<b>単体自己資本比率</b>		
<b>単体自己資本比率 (ハ) / (ニ)</b>	<b>13.92%</b>	<b>13.78%</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2.定量的な開示事項

### (1)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>1,165,740</b>	<b>46,629</b>	<b>1,192,279</b>	<b>47,691</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,131,932	45,277	1,155,393	46,215
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	1,579	63	1,409	56
我が国の政府関係機関向け	4,833	193	4,836	193
地方三公社向け	6	0	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	81,428	3,257	80,085	3,203
法人等向け	350,989	14,039	366,939	14,677
中小企業等向け及び個人向け	247,028	9,881	247,188	9,887
抵当権付住宅ローン	61,274	2,450	57,193	2,287
不動産取得等事業向け	246,309	9,852	253,133	10,125
3ヵ月以上延滞等	882	35	814	32
取立未済手形	159	6	94	3
信用保証協会等による保証付	6,332	253	5,807	232
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	10,924	436	10,931	437
出資等のエクスポージャー	10,924	436	10,931	437
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	120,183	4,807	126,958	5,078
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	39,527	1,581	48,298	1,931
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,297	451	11,297	451
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	11,658	466	12,923	516
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	57,699	2,307	54,438	2,177
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	47,028	1,881	50,146	2,005
ルック・スルー方式	47,028	1,881	50,146	2,005
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 13,372	△ 534	△ 13,373	△ 534
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た金額	152	6	113	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>42,337</b>	<b>1,693</b>	<b>47,316</b>	<b>1,892</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>1,208,077</b>	<b>48,323</b>	<b>1,239,596</b>	<b>49,583</b>

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

オペレーショナル・  
リスク(基礎的手法)の  
算定方法

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(2)信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		3か月以上延滞エクスポージャー	
	信用リスクエクスポージャー 期末残高		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	2,500,867	2,501,705	1,259,233	1,260,616	701,937	718,824	212	180	539,484	522,084	4,011	3,076
国外	74,857	73,933	1,357	1,089	72,822	72,643	-	-	677	201	-	-
地域別合計	2,575,724	2,575,639	1,260,590	1,261,705	774,760	791,467	212	180	540,161	522,285	4,011	3,076
製造業	209,435	220,812	167,057	166,453	35,647	48,754	4	3	6,726	5,601	266	114
農業、林業	1,678	2,136	1,678	2,136	-	-	-	-	-	-	3	10
漁業	512	379	512	379	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	825	801	825	801	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	71,364	71,226	67,263	64,616	3,903	6,105	-	-	196	504	187	62
電気・ガス・熱供給・水道業	49,347	53,381	25,802	29,338	23,541	24,039	-	-	3	3	-	-
情報通信業	6,997	7,546	2,783	2,367	3,705	4,705	-	-	508	473	-	-
運輸業、郵便業	144,668	144,869	21,721	21,882	122,389	122,206	-	-	557	780	-	-
卸売業、小売業	103,295	99,509	94,959	89,597	7,011	8,813	73	50	1,250	1,048	643	626
金融業、保険業	652,100	627,266	5,643	4,683	172,205	162,217	134	126	474,116	460,238	-	-
不動産業	252,051	259,018	240,514	242,575	11,513	16,419	-	-	23	23	1,401	968
物品賃貸業	6,647	5,988	6,355	5,697	-	-	-	-	291	291	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	9,802	10,267	9,802	10,267	-	-	-	-	-	-	0	-
宿泊業	2,264	2,382	2,264	2,382	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	9,151	9,139	9,151	9,139	-	-	-	-	-	-	33	33
生活関連サービス業、娯楽業	21,724	23,036	21,717	23,029	-	-	-	-	6	6	1,110	1,052
教育、学習支援業	6,406	5,533	6,406	5,533	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	57,801	58,482	53,590	54,774	4,210	3,708	-	-	-	-	21	3
その他のサービス	31,400	33,954	28,041	30,171	2,700	3,201	-	-	658	581	0	-
国・地方公共団体等	381,626	383,982	37,934	33,402	343,691	350,573	-	-	-	6	-	-
個人	454,430	461,873	454,430	461,873	-	-	-	-	-	-	343	204
その他	102,192	94,049	2,133	601	44,237	40,721	-	-	55,821	52,726	-	-
業種別合計	2,575,724	2,575,639	1,260,590	1,261,705	774,760	791,467	212	180	540,161	522,285	4,011	3,076
1年以下	593,844	570,944	199,997	193,142	68,119	81,999	65	101	325,661	295,701	-	-
1年超 3年以下	275,965	256,305	81,652	74,497	154,857	140,509	135	67	39,319	41,230	-	-
3年超 5年以下	221,835	226,989	90,486	85,710	131,239	130,832	10	12	99	10,434	-	-
5年超 7年以下	198,269	170,960	69,164	77,544	129,023	90,702	-	-	80	2,713	-	-
7年超10年以下	292,853	323,062	108,812	105,155	153,727	200,183	-	-	30,312	17,723	-	-
10年超	842,387	888,611	704,595	720,353	137,792	147,239	-	-	-	21,019	-	-
期間の定めのないもの	150,569	138,764	5,881	5,301	-	-	-	-	144,687	133,463	-	-
残存期間別合計	2,575,724	2,575,639	1,260,590	1,261,705	774,760	791,467	212	180	540,161	522,285	4,011	3,076

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の業種別エクスポージャーにおける「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には、現金、不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。

4. 上記の主な種類別のエクスポージャーにおける「その他」は、左記の主なエクスポージャーに分類されないエクスポージャーです。

具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	1,731	2,273	—	1,731	2,273
	2019年度	2,273	3,230	—	2,273	3,230
個別貸倒引当金	2018年度	6,126	12,619	260	5,865	12,619
	2019年度	12,619	12,726	1,143	11,476	12,726
合計	2018年度	7,857	14,893	260	7,597	14,893
	2019年度	14,893	15,957	1,143	13,750	15,957

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高		2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
国内	6,095	12,578	6,482	104	12,578	12,682	0	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	6,095	12,578	6,482	104	12,578	12,682	0	—
製造業	1,520	1,837	317	535	1,837	2,373	—	—
農業、林業	2	254	251	△ 25	254	229	—	—
漁業	0	0	△ 0	△ 0	0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	0	—	0	—	—
建設業	287	715	428	△ 193	715	522	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	216	241	25	△ 21	241	220	—	—
情報通信業	72	25	△ 47	△ 9	25	15	—	—
運輸業、郵便業	67	75	7	△ 10	75	65	—	—
卸売業、小売業	854	1,234	379	1,296	1,234	2,530	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	871	3,492	2,621	△ 1,218	3,492	2,273	—	—
物品賃貸業	79	80	1	86	80	167	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	64	82	17	△ 51	82	31	0	—
宿泊業	1	2	1	△ 0	2	2	—	—
飲食業	42	308	266	△ 97	308	211	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	426	2,383	1,956	△ 80	2,383	2,302	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	170	—	170	—	—
医療、福祉	959	1,030	70	△ 301	1,030	728	—	—
その他のサービス	334	387	52	△ 7	387	379	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	292	424	132	33	424	457	—	—
合計	6,095	12,578	6,482	104	12,578	12,682	0	—

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	705,854	11,793	657,657
10%	5,204	127,661	3,902	120,723
20%	438,908	2,833	380,714	65,470
35%	—	175,061	—	163,416
50%	131,675	3,495	205,244	2,592
75%	—	300,236	—	267,692
100%	2,705	617,263	1,101	629,006
150%	—	295	—	292
200%	—	—	—	—
20%~250% (クレジットリンク債等)	53,250	—	50,737	—
250%	—	11,278	—	15,293
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	631,744	1,943,980	653,494	1,922,144

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		9,034	7,743	212,984	254,300	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。



#### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	83	96
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	212	180	212	180
(i) 外国為替関連取引	212	180	212	180
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	212	180	212	180

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
担保の種類別の額	—	—
自金庫預金	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

#### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ありません。

#### (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

##### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	11,056	11,056	10,308	10,308
非上場株式等	1,478	—	1,474	—
合計	12,535	11,056	11,782	10,308

(注) 時価は、期末における市場価格等に基づいており、「非上場株式等」は時価評価されていません。

##### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	468	583
売却損	41	31
償却	9	729

(注) 投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは含みません。

##### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	2,389	807

##### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	—	—

#### (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	170,612	175,159
マナード方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

#### (8) 金利リスクに関する事項

##### IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	56,982	51,018	—	—	—	—	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	160	—	—	—	—	—
3	スティープ化	47,196	42,999	—	—	—	—	—	—
4	フラット化	—	—	—	—	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—	—	—	—	—
7	最大値	56,982	51,018	160	—	—	—	—	—
		ホ		ヘ					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
8	自己資本の額	170,822	—	168,238	—				

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

## Ⅱ. 連結会計年度の開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
<b>(コア資本に係る基礎項目) (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	170,846	173,203
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,431	2,779
うち、利益剰余金の額	168,534	170,541
うち、外部流出予定額(△)	118	117
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,310	3,276
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,310	3,276
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	173,156	176,480
<b>(コア資本に係る調整項目) (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	193	199
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	193	199
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	1,073	1,204
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	1	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,268	1,403
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	171,888	175,077
<b>(リスク・アセット等) (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,174,826	1,201,894
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 13,372	△ 13,373
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 13,372	△ 13,373
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	42,562	47,529
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,217,388	1,249,423
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	14.11%	14.01%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき、算出しております。  
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



## 2. 定量的な開示事項

### (1) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

規制上の所要自己資本を下回った会社、及び、所要自己資本を下回った額に該当するものはありません。

### (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	1,174,826	46,993	1,201,894	48,075
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,141,018	45,640	1,165,007	46,600
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,579	63	1,409	56
我が国の政府関係機関向け	4,833	193	4,836	193
地方三公社向け	6	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	81,564	3,262	80,216	3,208
法人等向け	356,279	14,251	372,756	14,910
中小企業等向け及び個人向け	248,500	9,940	248,734	9,949
抵当権付住宅ローン	61,273	2,450	57,192	2,287
不動産取得等事業向け	246,309	9,852	253,133	10,125
3ヵ月以上延滞等	884	35	833	33
取立未済手形	159	6	94	3
信用保証協会等による保証付	6,332	253	5,807	232
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	10,622	424	10,620	424
出資等のエクスポージャー	10,622	424	10,620	424
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	122,671	4,906	129,371	5,174
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	39,527	1,581	48,298	1,931
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,297	451	11,297	451
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	11,973	478	13,248	529
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	59,873	2,394	56,526	2,261
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	47,028	1,881	50,146	2,005
ルック・スルー方式	47,028	1,881	50,146	2,005
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 13,372	△ 534	△ 13,373	△ 534
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た金額	152	6	113	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	42,562	1,702	47,529	1,901
<b>ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	1,217,388	48,695	1,249,423	49,976

(注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

5. 連結総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4%

$\left\langle \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・} \\ \text{リスク(基礎的手法)の} \\ \text{算定方法} \end{array} \right\rangle \times \begin{array}{l} \text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \end{array}$

(3)信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		3か月以上延滞エクスポージャー	
	信用リスクエクスポージャー		期末残高		2018年度		2019年度		2018年度		2019年度	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	2,511,028	2,512,418	1,256,194	1,258,047	701,937	718,824	212	180	552,683	535,366	4,143	3,168
国外	74,857	73,942	1,357	1,098	72,822	72,643	-	-	677	201	-	-
地域別合計	2,585,885	2,586,360	1,257,552	1,259,145	774,760	791,467	212	180	553,360	535,567	4,143	3,168
製造業	214,177	225,307	167,057	166,453	35,647	48,754	4	3	11,469	10,095	266	114
農業、林業	1,735	2,178	1,678	2,136	-	-	-	-	56	41	3	10
漁業	512	383	512	379	-	-	-	-	-	3	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	825	805	825	801	-	-	-	-	-	3	-	-
建設業	72,516	72,502	67,263	64,616	3,903	6,105	-	-	1,348	1,780	188	62
電気・ガス・熱供給・水道業	49,371	53,404	25,802	29,338	23,541	24,039	-	-	27	26	-	-
情報通信業	7,020	7,568	2,783	2,367	3,705	4,705	-	-	532	495	-	-
運輸業、郵便業	146,069	146,379	21,721	21,882	122,389	122,206	-	-	1,958	2,290	-	-
卸売業、小売業	104,669	101,079	94,959	89,597	7,011	8,813	73	50	2,624	2,618	662	633
金融業、保険業	652,797	627,931	5,643	4,683	172,205	162,217	134	126	474,812	460,904	-	-
不動産業	252,295	259,294	240,514	242,575	11,513	16,419	-	-	267	299	1,401	968
物品賃貸業	3,415	3,262	3,317	3,137	-	-	-	-	98	125	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	10,121	10,563	9,802	10,267	-	-	-	-	318	295	41	-
宿泊業	2,284	2,416	2,264	2,382	-	-	-	-	20	34	-	-
飲食業	9,476	9,467	9,151	9,139	-	-	-	-	325	328	49	33
生活関連サービス業、娯楽業	22,241	23,516	21,717	23,029	-	-	-	-	524	486	1,129	1,055
教育、学習支援業	6,473	5,593	6,406	5,533	-	-	-	-	66	60	-	-
医療、福祉	58,718	59,322	53,590	54,774	4,210	3,708	-	-	917	839	21	3
その他のサービス	32,373	34,976	28,041	30,171	2,700	3,201	-	-	1,632	1,603	27	73
国・地方公共団体等	381,626	384,008	37,934	33,402	343,691	350,573	-	-	-	32	-	-
個人	455,065	462,390	454,430	461,873	-	-	-	-	634	516	344	205
その他	102,094	94,009	2,133	601	44,237	40,721	-	-	55,723	52,685	7	7
業種別合計	2,585,885	2,586,360	1,257,552	1,259,145	774,760	791,467	212	180	553,360	535,567	4,143	3,168
1年以下	591,530	570,219	197,007	191,765	68,119	81,999	65	101	326,337	296,353	-	-
1年超 3年以下	275,929	256,204	81,616	74,396	154,857	140,509	135	67	39,319	41,230	-	-
3年超 5年以下	221,822	225,908	90,473	84,628	131,239	130,832	10	12	99	10,434	-	-
5年超 7年以下	198,269	170,960	69,164	77,544	129,023	90,702	-	-	80	2,713	-	-
7年超10年以下	292,853	323,062	108,812	105,155	153,727	200,183	-	-	30,312	17,723	-	-
10年超	842,387	888,611	704,595	720,353	137,792	147,239	-	-	-	21,019	-	-
期間の定めのないもの	163,091	151,394	5,881	5,301	-	-	-	-	157,210	146,092	-	-
残存期間別合計	2,585,885	2,586,360	1,257,552	1,259,145	774,760	791,467	212	180	553,360	535,567	4,143	3,168

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2.[3か月以上延滞エクスポージャー]とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の業種別エクスポージャーにおける[その他]は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には、現金、不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。

4.上記の主な種類別のエクスポージャーにおける[その他]は、左記の主なエクスポージャーに分類されないエクスポージャーです。

具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。

5.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	1,757	2,310	-	1,757	2,310
	2019年度	2,310	3,276	-	2,310	3,276
個別貸倒引当金	2018年度	6,228	12,828	266	5,961	12,828
	2019年度	12,828	12,940	1,169	11,659	12,940
合計	2018年度	7,986	15,139	266	7,719	15,139
	2019年度	15,139	16,217	1,169	13,969	16,217

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高		2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
国内	6,191	12,771	6,580	104	12,771	12,875	0	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	6,191	12,771	6,580	104	12,771	12,875	0	-
製造業	1,543	1,873	329	538	1,873	2,412	-	-
農業、林業	3	256	253	△ 25	256	230	-	-
漁業	0	0	△ 0	△ 0	0	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	0	-	0	-	-
建設業	292	721	429	△ 196	721	525	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	216	241	25	△ 21	241	220	-	-
情報通信業	72	25	△ 47	△ 9	25	15	-	-
運輸業、郵便業	69	81	11	△ 11	81	69	-	-
卸売業、小売業	867	1,246	378	1,299	1,246	2,545	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	871	3,507	2,635	△ 1,233	3,507	2,274	-	-
物品賃貸業	79	82	2	85	82	168	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	65	83	18	△ 52	83	31	0	-
宿泊業	1	2	1	0	2	2	-	-
飲食業	43	325	282	△ 114	325	211	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	426	2,391	1,965	△ 86	2,391	2,305	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	171	-	171	-	-
医療、福祉	961	1,032	71	△ 301	1,032	731	-	-
その他のサービス	336	420	83	△ 11	420	408	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	339	478	138	72	478	551	-	-
合計	6,191	12,771	6,580	104	12,771	12,875	0	-

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	705,854	11,793	657,683
10%	5,204	127,661	3,902	120,723
20%	439,585	2,833	381,364	65,472
35%	-	175,061	-	163,416
50%	131,673	3,609	205,244	2,631
75%	-	302,175	-	269,834
100%	2,705	624,527	1,101	636,740
150%	-	338	-	291
200%	-	-	-	-
20%~250% (クレジットリンク債等)	53,250	-	50,737	-
250%	-	11,404	-	15,423
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	632,418	1,953,466	654,144	1,932,216

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		9,034	7,743	212,982	254,300	-	-

(注)当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。



(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式		カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額	83		96	
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を実行する前の与信相当額を差し引いた額	-		-	
(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。				
	担保による信用リスク削減手法の効果を実行する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実行した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
①派生商品取引合計	212	180	212	180
(i) 外国為替関連取引	212	180	212	180
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	212	180	212	180

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
担保の種類別の額	-		-	
自金庫預金	-		-	
	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	-	-	-	-
	2018年度		2019年度	
信用リスク削減手法の効果を実行するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-		-	

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	11,066	11,066	10,314	10,314
非上場株式等	1,166	-	1,158	-
合計	12,233	11,066	11,472	10,314

(注) 時価は、期末における市場価格等に基づいておりませんが、「非上場株式等」は時価評価されていません。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	472	594
売却損	41	34
償却	9	729

(注) 投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは含まれません。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	2,389	807

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	-	-

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	170,612	175,159
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(9) 金利リスクに関する事項

連結グループを含めた金利リスクの状況について、関連子会社等が有する資産・負債の規模は単体と比較して僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識しております。したがって、連結グループの金利リスクについては、単体の開示項目をご参照ください。